

ロシア連邦
連邦法
ロシア連邦大陸棚について

1995年10月25日 国家院により採択

(1999年2月10日付連邦法第32号、2001年8月8日付連邦法第126号、2003年4月22日付連邦法第50号、2003年6月30日付連邦法第86号、2003年11月11日付連邦法第148号、2004年8月22日付連邦法第122号、2005年5月9日付連邦法第45号、2006年11月4日付連邦法第188号、2007年12月6日付連邦法第333号、2008年4月29日付連邦法第58号、2008年7月18日付連邦法第120号、2008年12月3日付連邦法第250号、2009年12月27日付連邦法第364号、2010年12月28日付連邦法第420号、2011年7月18日付連邦法第242号、2011年11月21日付連邦法第331号、2012年12月30日付連邦法第287号、2012年12月30日付連邦法第323号、2013年3月4日付連邦法第22号、2013年9月30日付連邦法第268号、2014年2月3日付連邦法第15号、2014年10月14日付連邦法第307号、2015年5月2日付連邦法第127号、2016年7月3日付連邦法第349号、2018年11月28日付連邦法第443号、2019年12月16日付連邦法第431号、2020年7月13日付連邦法第207号、2021年6月11日付連邦法第170号、2021年7月2日付連邦法第338号、2022年6月28日付連邦法第229号、2023年10月19日付連邦法第503号による改正)

この連邦法は、ロシア連邦憲法、一般に承認された国際法の原則及び規則並びにロシア連邦の国際約束に基づき、ロシア連邦大陸棚の地位、同大陸棚におけるロシア連邦の主権的権利及び管轄権並びにこれらの行使について定める。同大陸棚及びこれにおける活動に関する事項であって、この連邦法に定めのないものについては、同大陸棚に適用される他の連邦法の定めるところによる。

第1章 総則

第1条 ロシア連邦大陸棚の定義及び限界

ロシア連邦大陸棚（以下「大陸棚」という。）は、ロシア連邦の領海（以下「領海」という。）を越える海底及びその下であって、ロシア連邦の陸地領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのものを含む。

大陸縁辺部とは、ロシア連邦の陸塊の延長であって、大陸棚、斜面及びコンチネンタル・ライズの表面並びにその下を含むものをいう。

大陸棚の定義は、ロシア連邦のすべての島についても適用する。

大陸棚の内側の限界は、領海の外側の限界とする。

この連邦法第2条の規定を考慮し、大陸棚の外側の限界は、大陸縁辺部の外縁が200海里の距離を超えて延びていない場合には、領海の幅を測定するための基線から200海里の距離の線とする。

大陸縁辺部が当該基線から200海里の距離を超えて延びている場合には、大陸棚の外側の限界は、国際法の規則に従い決定される大陸縁辺部の外縁とする。

第2条 大陸棚の境界画定

ロシア連邦と、ロシア連邦の海岸と向かい合っているか、又は隣接する海岸を有する国との間の大陸棚の境界画定は、ロシア連邦の国際約束又は国際法の規則に基づき行うものとする。

第3条 海図及び地理学的経緯度の表

大陸棚の外側の限界線又はこれに代わるものとして基本的な測地原子を明記した地点の地理学的経緯度の表であってロシア連邦政府が定めたもの、及びロシア連邦の国際約束又は国際法の規則に基づき決定された境界画定線は、所定の縮尺の海図に表示し、又は水路通報により公示するものとする。

大陸棚の外側の限界に関するデータバンクの整備は、ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関が行うものとする。（2004年8月22日付連邦法第122号による改正）

第4条 定義

この連邦法においては、次の基本的な用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

大陸棚の天然資源とは、海底及びその下の鉱物資源その他の非生物資源（以下「鉱物資源」という。）並びに定着性の種族に属する生物、すなわち採捕が可能な時期に海底の上若しくは下で静止している生物又は海底若しくはその下と絶えず物理的に接触していなければ動くことのできない生物（以下「水産資源」という。）をいう。（2004年8月22日付連邦法第122号、2006年11月4日付連邦法第188号、2008年12月3日付連邦法第250号、2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

（2006年11月4日付連邦法第188号による段の削除）

大陸棚における海洋の科学的調査（以下「海洋の科学的調査」という。）とは、海底及びその下で生ずる自然過程のあらゆる側面に関する知見の取得を目的とする基礎研究又は応用研究、及びこれらの研究のために行われる実験をいう。（2003年4月22日付連邦法第50号による改正）

大陸棚における海洋資源調査（以下「海洋資源調査」という。）とは、大陸棚の探査並びにその鉱物資源及び水産資源の開発を目的とする応用的な調査研究であって、1998年12月17日付連邦法第191号「ロシア連邦排他的経済水域について」（以下「連邦法『ロシア連邦排他的経済水域について』」という。）の規定により実施されるものをいう。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

有害物質とは、海洋に流入した場合に人の健康に危険を及ぼし、環境（海洋環境及び大陸棚の天然資源を含む。）に損害を与え、保養の環境を悪化させ、又は海洋のその他の適法な利用を妨げるおそれのある物質及びロシア連邦の国際約束に基づき規制の対象となる物質をいう。（2006年11月4日付連邦法第188号、2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

投棄とは、船舶その他の水上輸送手段、航空機、人工島、施設及び構築物からの廃棄物その他の物の故意の処分並びに船舶その他の水上輸送手段、航空機、人工島、施設及び構築物の故意の破壊をいう。船舶、航空機、人工島、施設及び構築物の通常の運用に伴う、又はその結果生ずる廃棄物その他の物の除去は、投棄に含まない。ただし、当該物の除去を目的として運用される船舶、航空機、施設若しくは構築物により輸送される廃棄物その他の物若しくはこれらの船舶、航空機、人工島、施設若しくは構築物に搬入される廃棄物その他の物、又はこれらの船舶、航空機、人工島、施設及び構築物で当該廃棄物その他の物を処理した結果生ずるものについては、この限りでない。この連邦法及びロシア連邦の国際約束の目的に反しない限り、単なる処分以外の目的で行う物の配置は、投棄に含まない。

人工島とは、建設に係るプロジェクト文書に基づきロシア連邦大陸棚上の所在場所に固定された工作物（人工的に建造された構造物）であって、浚渫式、盛土式、杭式その他の非浮体式の支持基盤を有し、最大満潮時に水面上に突出するものをいう。（2013年9月30日付連邦法第268号による段の追加）

施設及び構築物とは、建設に係るプロジェクト文書に基づきロシア連邦大陸棚上の所在場所に柔軟に又は固定して設置された固定式及び浮体式（移動式）掘削装置（プラットフォーム）、海洋浮体式（移動式）プラットフォーム、海洋固定式プラットフォームその他の工作物並びに海底構築物（坑井を含む。）をいう。（2013年9月30日付連邦法第268号による段の追加）

第5条 大陸棚に対するロシア連邦の権利

ロシア連邦は、大陸棚において次に掲げるものを行使する。

- 1) 大陸棚の探査並びにその鉱物資源及び水産資源の開発を目的とする主権的権利。これらの権利は、ロシア連邦が大陸棚の探査を行わず、又はその鉱物資源若しくは水産資源の開発を行わない場合にも、ロシア連邦の同意なしには何人もこれを行うことができないという意味において排他的である。（2006年11月4日付連邦法第188号による改正）
- 2) 大陸棚におけるあらゆる目的のための掘削を許可し、及び規制する排他的権利
- 3) 人工島、施設及び構築物を建設し、並びにこれらの建設、運用及び利用を許可し、及び規制する排他的権利。ロシア連邦は、当該人工島、施設及び構築物に対する管轄権（通関上、財政上、保健上及び出入国管理上の法令に係る管轄権並びに安全に関する法令に係る管轄権を含む。）を行使する。
- 4) 次に掲げる事項に関する管轄権
 - － 海洋の科学的調査
 - － 大陸棚の探査、その鉱物資源及び水産資源の開発並びに廃棄物その他の物の投棄に伴う海洋環境の保護及び保全（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
 - － ロシア連邦の海底電線及び海底パイプラインの敷設及び運用

ロシア連邦は、経済上、通商上、学術上その他の利益に基づき、この連邦法及び国際法の規則に定めるところにより、大陸棚における主権的権利及び管轄権を行使する。

大陸棚に対するロシア連邦の権利は、大陸棚の上部水域及びこれらの水域の上空の法的地位に影響を及ぼすものではない。

ロシア連邦は、大陸棚における主権的権利及び管轄権を行使するに当たり、一般に承認された国際法原則及び規則に基づき認められる他の国の航行その他の権利及び自由の行使を妨げない。

大陸棚における活動は、航行、漁業、海洋の科学的調査その他の適法な活動に配慮するとともに、海洋環境並びに鉱物資源及び水産資源の保護及び保全の確保に配慮して行うものとする。（2006年11月4日付連邦法第188号による改正）

第6条 大陸棚における連邦の国家機関の権限

大陸棚における連邦の国家機関の権限に属する事項は、次のとおりとする。

- 1) 大陸棚及びこれにおける活動に関するロシア連邦の法令の整備及び改善
- 2) 大陸棚及びこれにおける活動、大陸棚におけるロシア連邦の正当な権利及び利益の保護並びにその天然資源の保護に関する連邦の国家機関の活動の調整（2006年11月4日付連邦法第188号、2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 3) （2015年5月2日付連邦法第127号による号の削除）
- 4) 鉱物資源の利用の手續（ライセンスの付与の手續を含む。）の設定（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 5) （2009年12月27日付連邦法第364号による号の削除）
- 6) 鉱物資源及び水産資源の合理的利用に対する管理並びにこれらの保護（2006年11月4日付連邦法第188号、2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 7) 産業保安の分野における連邦行政監督（2013年3月4日付連邦法第22号、2021年6月11日付連邦法第170号による改正）

- 8) 鉱物資源埋蔵量連邦台帳の作成、大陸棚の区域であって、その鉱物資源の広域地質調査、地質調査、探査及び採掘に供されるものの連邦登録並びに関連する作業の登録（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 9) 生産物分与契約の締結
- 10) 鉱物資源の開発の見通しに関連する大陸棚の特定の区域並びに水産資源の産卵場所における海底及びその下の利用に係る制限及び特別条件の導入（2006年11月4日付連邦法第188号による改正）
- 11) 海洋資源調査及び海洋の科学的調査の規制並びに実施（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 12) 大陸棚の特定の区域における大陸棚の探査並びにその鉱物資源及び水産資源の開発に係る作業の実施（又はその計画）に関連して、外国、ロシア連邦の自然人及び法人、外国の自然人及び法人並びに権限のある国際機関による海洋の科学的調査の実施に関し当該区域を閉鎖する旨の宣言（閉鎖区域の経緯度は水路通報により公示する。）（2006年11月4日付連邦法第188号、2008年12月3日付連邦法第250号、2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 13) （2007年12月6日付連邦法第333号による号の削除）
- 14) 水産資源の採捕に係る権利の付与の手続（水産資源の採捕の許可の付与を含む。）の設定（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 15) 漁業の制限の設定（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 16) 経済活動その他の活動及び航行に伴う水産資源の死滅を防止するための措置の策定（2006年11月4日付連邦法第188号による改正）
- 17) 大陸棚の天然資源の利用に係る支払制度の設定並びに利用料の額、徴収の条件及び手続の決定（2001年8月8日付連邦法第126号、2003年11月11日付連邦法第148号、2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 18) 人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用に係る活動の規制（2003年4月22日付連邦法第50号、2006年11月4日付連邦法第188号、2008年12月3日付連邦法第250号、2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 19) 大陸棚の探査及び鉱物資源の開発のため又は人工島、施設及び構築物の運用のために使用される海底電線及び海底パイプライン並びにロシア連邦の領域に至るものの敷設の規制及び条件の設定（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 20) 大陸棚における海底電線及び海底パイプラインの敷設のための経路及び条件の設定
- 21) 大陸棚におけるあらゆる目的のための掘削の規制
- 22) 大陸棚の国家環境審査、連邦行政環境監督及び国家モニタリング（2009年12月27日付連邦法第364号、2011年7月18日付連邦法第242号、2021年6月11日付連邦法第170号による改正）
- 23) 大陸棚の状況並びにその鉱物資源及び水産資源の状況に関するロシア国家データバンクの管理（2006年11月4日付連邦法第188号による改正）
- 24) 環境上の緊急事態及び環境災害の区域における法的制度の設定並びに石油及び石油以外の物質による汚染をもたらし事故への対処のための緊急措置の確保
- 25) 大陸棚において投棄に供される廃棄物その他の物に含まれる汚染物質の環境基準及び大陸棚における投棄が禁止された有害物質、廃棄物その他の物の一覧の設定並びに廃棄物その他の物の投棄の規制及び管理（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

- 26) ロシア連邦レッドリストに登載された水産資源の希少種及び絶滅のおそれのある種の保護、その生息環境（索餌、越冬、繁殖、産卵及び回遊の環境を含む。）の悪化の防止及び国立自然保護区、国立公園、国立自然保全区その他の特別保護自然地域（ロシア連邦の沿岸の保養区域に隣接するものを含む。）の設置及び水路通報によるその旨の公示（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 27) 大陸棚並びにその鉱物資源及び水産資源の保護、この連邦法及びロシア連邦の国際約束の違反の取締り並びに違法行為を行った者に対する責任の追及を目的とする措置の実施の確保（2006年11月4日付連邦法第188号による改正）
- 28) 大陸棚及びこれにおける活動に関する紛争の解決
- 29) 大陸棚及びこれにおける活動に関するロシア連邦の国際約束の締結及び履行
- 30) この連邦法及び他の連邦法に定めるその他の権限（2009年12月27日付連邦法第364号による号の追加）

第2章 大陸棚の探査及びその鉱物資源の開発

（2009年12月27日付連邦法第364号による題名の改正）

第6.1条

（2009年12月27日付連邦法第364号による条の追加）（2015年5月2日付連邦法第127号による条の削除）

第7条 地下資源利用者への大陸棚鉱区の提供

（2009年12月27日付連邦法第364号による題名の改正）

大陸棚鉱区（大陸棚の地下資源鉱区を含む。以下「鉱区」という。）は、1992年2月21日付ロシア連邦法第2395-I号「地下資源について」（以下「ロシア連邦法『地下資源について』」という。）第9条第3項に定める要件を満たす者に提供することができる。（2008年4月29日付連邦法第58号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

鉱区は、次に掲げる目的で地下資源利用者に提供されるものとする。

- － 広域地質調査
- － 地質調査
- － 鉱物資源の地質調査、探査及び採掘
- － ロシア連邦法「地下資源について」に定めるその他の地下資源利用

（2009年12月27日付連邦法第364号による項の改正）

鉱区は、幾何学的に定められたブロックとし、そのパラメータは、境界の経緯度を示した海底の面積及び地下の深さを含め、地下資源利用ライセンスに記載されるものとする。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

（2008年4月29日付連邦法第58号による項の削除）

（2008年4月29日付連邦法第58号による項の削除）

鉱区の提供及び利用の手続は、この連邦法、ロシア連邦地下資源法令及びロシア連邦におけるガス供給に関する法令の定めるところによる。（2008年7月18日付連邦法第120号、2012年12月30日付連邦法第323号及び2018年11月28日付連邦法第443号による改正）

ロシア連邦法「地下資源について」第9条第3項に定める要件を満たし、かつ、関連する連邦特定目的プログラムに基づき鉱区の地質調査を行う地下資源利用者に対し、鉱区の地質調査のため、連邦予算から補助金を提供することができる。（2008年4月29日付連邦法第58号による項の追加）

第8条 大陸棚の探査及びその鉱物資源の開発の特則

（2009年12月27日付連邦法第364号による題名の改正）

地下資源利用ライセンス（以下この章において「ライセンス」という。）は、ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関が、ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関と協議の上、又は当該機関への通知により、付与するものとする。（2004年8月22日付連邦法第122号、2006年11月4日付連邦法第188号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

地下資源利用者の権利及び義務は、ロシア連邦地下資源法令に定める手続によるライセンスの国家登録の日から生ずる。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

ライセンス及びその不可分の構成部分には、ロシア連邦地下資源法令に定めるライセンスの記載事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 鉱区利用に係る環境及び水文気象の管理体制の条件並びにその管理体制のための措置（環境の状態及び汚染のモニタリングの整備並びに環境損害（水産資源に対するものを含む。）の防止、軽減及び賠償を含む。）（2011年11月21日付連邦法第331号による改正）
- 事故の防止及び対応
- 保険並びに作業完了後の施設及び構築物の休止又は廃止に関する条件
- 大陸棚の鉱物資源を氷海において開発する場合における、氷海の海洋環境での原油及び石油製品の流出を除去するための技術及び方法の適用に関する措置（2012年12月30日付連邦法第287号による段の追加）
- ロシア連邦地下資源法令及び都市計画法令に定めるプロジェクト文書に従い、人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用、掘削並びに海底電線及び海底パイプラインの敷設を行う地下資源利用者の権利

（2009年12月27日付連邦法第364号による項の改正）

（2008年4月29日付連邦法第58号による項の削除）

（2009年12月27日付連邦法第364号による項の削除）

（2004年8月22日付連邦法第122号による項の削除）

大陸棚の特別保護自然地域の区域内で広域地質調査、地質調査並びに鉱物資源の探査及び採掘を行うことが計画されている場合には、ライセンスを付与してはならない。大陸棚の水産業保護区域の区域内における広域地質調査、地質調査並びに鉱物資源の探査及び採掘は、ロシア連邦の法令に従い、制限し、又は禁止するものとする。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

地下資源利用者は、ロシア連邦民事法令に定める権利の譲渡の手続により、鉱区利用権を第三者に移転することができない。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

鉱区の提供を受けた地下資源利用者は、次に掲げる義務を負う。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

- 技術、水理工学及び衛生に関する措置その他の措置を講じ、かつ、海洋環境並びに大陸棚の天然資源の保護及び保全に関するものを含め、適用される国際法の原則及び規則、ロシア連邦の国際約束並びに連邦法その他のロシア連邦の法規を遵守すること。（2006年11月4日付連邦法第188号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

- 一 ロシア連邦の陸上関係機関と定期的に連絡をとり、及び相応の設備を有する場合には、世界気象機関（WMO）の標準手続に従い、主要国際標準観測時刻に、気象観測及び水文観測の実況データを最寄りのロシア連邦無線気象センターに送信すること。

（2008年4月29日付連邦法第58号による項の削除）

鉱区の利用条件の遵守の監督は、ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関（以下この条において「権限を有する連邦行政機関」という。）が行うものとする。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

ライセンスの保有者は、権限を有する連邦行政機関の求めに応じ、必要な文書をこれらの機関に提出し、これらの機関の権限に属する事項について説明し、及びライセンスの条件の履行に係る検査のための条件を整備しなければならない。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

権限を有する連邦行政機関は、検査の結果について、ライセンスの保有者及びライセンスを付与した連邦行政機関に書面により通知し、必要がある場合には、作業を停止し、及び鉱区利用権の期限前消滅を提案するものとする。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

生産物分与契約の条件に従い鉱区を利用する場合に生ずる関係の特則は、ロシア連邦の法令の定めるところによる。（1999年2月10日付連邦法第32号による項の追加）（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

第9条 大陸棚における掘削

大陸棚における掘削は、ロシア連邦の国際約束、この連邦法及び他の連邦法に反しない目的に限り、行うことができる。

掘削の条件には、次に掲げる事項を含めるものとする。

- 1) 掘削プラットフォーム及び掘削に使用するその他の設備の種類及び仕様
- 2) 掘削泥水及びセメントスラリーの環境保全に関する基準への適合に係る情報
- 3) 環境汚染の防止並びに環境損害（水産資源に対するものを含む。）の軽減及び賠償に関する措置
- 4) 掘削の実施時及びその周辺区域における航行安全及び輸送保安の確保のための措置に関する情報

大陸棚の鉱物資源の広域地質調査、地質調査、探査及び採掘を目的として鉱区の提供を受けたときは、ライセンスの保有者は、ロシア連邦地下資源法令に定めるプロジェクト文書に従い、掘削を行うことができる。ライセンスにその保有者が掘削を行う権利が記載されているときは、ライセンスの保有者又はこの連邦法第16.2条の規定によりその保有者が委託した請負人は、掘削の許可を受けることを要しない。（2013年9月30日付連邦法第268号による改正）

大陸棚鉱物資源の広域地質調査、地質調査、探査及び採掘に関連しない目的の掘削の許可の手続は、ロシア連邦政府が定める。

（2009年12月27日付連邦法第364号による条の改正）

第3章 大陸棚における漁業の特則

（2006年11月4日付連邦法第188号による題名の改正）

第10条

（2006年11月4日付連邦法第188号による条の削除）

第11条

(2006年11月4日付連邦法第188号による条の削除)

第12条

(2006年11月4日付連邦法第188号による条の削除)

第13条

(2006年11月4日付連邦法第188号による条の削除)

第13.1条

(2006年11月4日付連邦法第188号による条の追加) (2007年12月6日付連邦法第333号による条の削除)

第14条

(2009年12月27日付連邦法第364号による条の削除)

第14.1条 大陸棚において行う漁業の種類

大陸棚においては、2004年12月20日付連邦法第166号「漁業及び水産生物資源の保存について」(以下「連邦法『漁業及び水産生物資源の保存について』」という。)及びこの連邦法に従い、商業漁業、沿岸漁業、試験研究及び管理のための採捕、教育及び啓発のための採捕、養殖業のための採捕並びに水産資源の増殖及び移殖を行うものとする。(2010年12月28日付連邦法第420号及び2016年7月3日付連邦法第349号による改正)

(2016年7月3日付連邦法第349号による項の削除)

(2016年7月3日付連邦法第349号による項の削除)

(2009年12月27日付連邦法第364号による条の追加)

第14.2条 大陸棚において行う商業漁業の特則

大陸棚における商業漁業は、所定の手続により大陸棚の水産資源を採捕する権利を取得したロシア連邦国民及びロシアの法人が行うものとする。

外国人及び外国法人は、ロシア連邦の国際約束に従い、大陸棚における商業漁業を行うものとする。

(2009年12月27日付連邦法第364号による条の追加)

第14.3条 大陸棚において行う試験研究及び管理のための採捕の特則

大陸棚において行う試験研究及び管理のための採捕は、研究機関が、水産資源に係る海洋資源調査年次計画、水産資源を利用に供する旨の決定並びに当該研究機関に付与された水産資源の採捕の許可及び連邦法「ロシア連邦排他的経済水域について」の規定により付与された水産資源に係る海洋資源調査の許可に基づき、行うものとする。

外国人及び外国法人は、ロシア連邦の国際約束に従い、大陸棚において試験研究及び管理のための採捕を行うものとする。

(2009年12月27日付連邦法第364号による条の追加)

第14.4条 大陸棚において漁業を行う者の権利及び義務

大陸棚において漁業を行う者は、水産資源の採捕を行い、並びに連邦法「漁業及び水産生物資源の保存について」に定める場合には、漁獲物の引取り、処理、積替え、輸送、保管及び陸揚げ並びに水産物の生産を行うことができる。（2021年7月2日付連邦法第338号による改正）

この条第1項に規定する者は、次に掲げる義務を負う。

- 1) 漁業の規則その他のロシア連邦の法令に基づき定められた規定を遵守し、かつ、水産資源の採捕の権利の根拠となる国家機関の決定及び契約、並びに水産資源の採捕の許可及び水産資源に係る海洋資源調査の許可に定める漁業及び水産資源の保存に関する条件に従うこと。
- 2) 水産資源の生息環境を悪化させないこと。
- 3) 水産資源の不正な移殖を行わないこと。
- 4) 防疫に関する規定を遵守すること。
- 5) 警備機関の職員が船舶に支障なく立ち入ることができるようにすること。
- 6) 申請者の費用負担により、警備機関の職員が業務を行うための適切な環境を整備すること。
- 7) 水産資源の採捕の時期、種類及び区域並びに水産資源の漁獲物（他の船舶に積み替えられ、又は他の船舶から積み込まれた漁獲物及び水産物の数量、品質及び種類に関する情報並びに外国の港で陸揚げされ、又は積み込まれた漁獲物及び水産物の数量、品質及び種類に関する情報を含む。）に係る報告資料を、ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関に対し、支障なく、かつ、無償で提出すること。（2021年7月2日付連邦法第338号による改正）
- 8) ロシア連邦の陸上関係機関と定期的に連絡をとり、及び相応の設備を有する場合には、世界気象機関（WMO）の標準手続に従い、主要国際標準観測時刻に、気象観測及び水文観測の実況データを最寄りのロシア連邦無線気象センターに送信すること。
- 9) 漁獲日誌を記載すること。（2022年6月28日付連邦法第229号による改正）
- 10) 特別の識別標識を備えること。
- 11) 固定式漁具の両端に、船舶の名称（外国船舶にあつては、船舶所有者の国名）、水産資源の採捕の許可の番号及び漁具の一連番号を表示すること。

大陸棚において漁業を行う外国船舶は、さらに次に掲げる義務を負う。

- 1) 許可された漁業を行うための区域への入域及び当該区域からの出域（入域及び出域の際に管制地点を通過することを要する。）に関する情報を、ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関に対し、ファクシミリ又は電信により毎日提出すること。
- 2) 漁業を行い、又は他の船舶から漁獲物を引き取る際の船舶の所在を毎日警備機関に報告すること。
- 3) 漁業は、警備機関の職員の立会いの下に、その監督を受けて行うこと。
- 4) 警備機関の職員の漁場への往復の輸送を確保し、及び無線通信設備の使用を無償で提供し、並びに職員の乗船から下船までの間、幹部（管理）乗組員と同等に、食事、宿泊及び完全な待遇の供与に要するすべての費用を負担すること。
- 5) 漁業の結果に関する日ごと、旬ごと及び月ごとの情報を、ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関に対し、ファクシミリ又は電信により提出すること。

ロシアの船舶及び外国船舶は、大陸棚及びその外側の区域において、水産資源の採捕の権利の根拠となる国家機関の決定及び契約、並びに水産資源の採捕の許可及び水産資源に係る海洋資源調査の許可に定め

のない漁獲物及び水産物の積込み、陸揚げ又は積替えを行ってはならない。(2021年7月2日付連邦法第338号による改正)

漁獲物及び水産物の積込み、陸揚げ及び積替えは、警備機関の職員の立会いの下に行わなければならない。(2021年7月2日付連邦法第338号による改正)

(2009年12月27日付連邦法第364号による条の追加)

第15条

(2006年11月4日付連邦法第188号による条の削除)

第4章 大陸棚における人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用並びに海底電線及び海底パイプラインの敷設並びにこれらの作業及び掘削の特則

(2009年12月27日付連邦法第364号及び2012年12月30日付連邦法第287号による題名の改正)

第16条 人工島、施設及び構築物

大陸棚に人工島、施設及び構築物を建設することができる者は、次のとおりとする。

- 一 連邦行政機関及び連邦構成主体の行政機関並びにロシア連邦の自然人及び法人(以下この章において「ロシア側申請者」という。)(1999年2月10日付連邦法第32号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正)
- 一 外国、その自然人及び法人並びに権限のある国際機関(以下この章において「外国側申請者」という。)(1999年2月10日付連邦法第32号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正)
- 一 この連邦法第16.1条に規定するライセンスに基づき、同条に規定するプロジェクト文書に従い、大陸棚の鉱物資源の広域地質調査、地質調査、探査及び採掘を行う地下資源利用者(以下「地下資源利用者」という。)(2009年12月27日付連邦法第364号による段の追加)
- 一 人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用のため地下資源利用者が契約により委託するロシア及び外国の法人(以下「請負人」という。)(2013年9月30日付連邦法第268号による段の追加)
- 一 ロシア側申請者、外国側申請者及び連邦法「生産物分与契約について」に基づく投資家であるその他の者(1999年2月10日付連邦法第32号による段の追加)(2009年12月27日付連邦法第364号による改正)

大陸棚における人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用の手続は、ロシア連邦の国際約束及びこの連邦法の定めるところによる。(2009年12月27日付連邦法第364号による改正)

人工島、施設及び構築物は、島の地位を有せず、領海、排他的経済水域及び大陸棚を有しない。

人工島、施設及び構築物の周囲に、その外縁の各点から500メートルを超えない安全水域を設定するものとする。人工島、施設及び構築物の周囲の安全水域は、大陸棚上の所在地におけるこれらの建設、設置その他同種の作業の開始の時から設定し、その撤去の後に廃止するものとする。(2013年9月30日付連邦法第268号による改正)

ロシア連邦大統領が定める連邦行政機関は、安全水域において航行の安全並びに人工島、施設及び構築物の安全を確保するための適当な措置を規定するものとする。安全確保のための措置に関する情報は、水路通報により公示するものとする。(2003年6月30日付連邦法第86号、2004年8月22日付連邦法第122号、2006年11月4日付連邦法第188号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正)

ロシア連邦の輸送保安に関する法令に基づき交通インフラ事業者又は交通インフラ施設の建設主である自然人及び法人は、人工島、施設及び構築物の建設、これらの周囲の安全水域の設定並びに人工島、施設

及び構築物の全部又は一部の撤去（完全に撤去されていないものについては、その水深、経緯度及び規模の明示を含む。）について、水路通報に掲載するため、交通分野における国家政策の立案及び法規の整備を所掌する連邦行政機関に通報するものとする。人工島、施設及び構築物の周囲の安全水域の境界は、交通インフラ事業者又は交通インフラ施設の建設主による当該境界の画定に関する提案に基づき、交通分野における国家政策の立案及び法規の整備を所掌する連邦行政機関が設定するものとする。（2014年2月3日付連邦法第15号による改正）

人工島、施設及び構築物は、国際航行に不可欠な認められた航路帯上に建設してはならない。

大陸棚における人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用は、次に掲げる目的のために行うことができる。

- － 国の防衛及び安全保障の確保
- － 広域地質調査
- － 鉱物資源の地質調査、探査及び採掘
- － 水産資源に係る海洋資源調査及び漁業
- － 海洋の科学的調査
- － ロシア連邦の国際約束、この連邦法及び他の連邦法に反しないその他の目的

（2009年12月27日付連邦法第364号による項の追加）

第16.1条 大陸棚の鉱物資源の広域地質調査、地質調査、探査及び採掘に伴う大陸棚における人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用

大陸棚の鉱物資源の広域地質調査、地質調査、探査及び採掘に伴う大陸棚における人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用は、ロシア連邦の国際約束、この連邦法及び他の連邦法に反しない目的に限り、行うことができる。

大陸棚の鉱物資源の広域地質調査、地質調査、探査及び採掘に当たり、地下資源利用ライセンスの保有者又はこの連邦法第16.2条の規定により保有者が委託した請負人は、付与された地下資源利用ライセンス及び地下資源鉱区の利用に係る作業のプロジェクト文書にこれらの建設が定められているときは、人工島、施設及び構築物を建設し、運用し、及び利用することができる。人工島、施設及び構築物の建設は、ロシア連邦地下資源法令及び都市計画法令に定めるプロジェクト文書に従い、この連邦法及びこれに基づき制定された法規に規定する特則を考慮して、行わなければならない。（2013年9月30日付連邦法第268号による改正）

大陸棚の鉱物資源の広域地質調査、地質調査、探査及び採掘に伴う大陸棚における人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用は、あらかじめ次に掲げる事項を定めた上で行うものとする。

- 1) 建設する人工島、施設及び構築物の目的及び用途
- 2) 作業に使用する船舶その他の水上輸送手段の仕様
- 3) 計画する作業の工法及び機材
- 4) 建設する人工島、施設及び構築物の経緯度
- 5) 海洋環境及び大陸棚の天然資源に対する損害の防止、軽減及び賠償のための措置（循環式工業用水システム、浮体式又は固定式の処理施設及び含油水その他の有害物質を受け入れる設備の整備を含む。）
- 6) 事故の防止及び対応
- 7) 航行安全及び輸送保安の確保のための措置

大陸棚の鉱物資源の広域地質調査、地質調査、探査及び採掘に伴う人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用は、これらの建設、運用又は利用が次の各号のいずれかに該当するときは、行うことができない。

- 1) 国の防衛及び安全保障に対する脅威となるとき。
- 2) 海洋環境及び大陸棚の天然資源の保護及び保全に関する規定に反するとき。
- 3) 大陸棚の特別保護自然地域の区域内で行う計画であるとき。
- 4) 航行安全及び輸送保安を脅かすとき。

ライセンス及び地下資源鉱区の利用に係る作業のプロジェクト文書において、ライセンスの保有者が人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用を行う権利が定められているときは、地下資源利用者（ライセンスの保有者）及びこの連邦法第16.2条の規定により地下資源利用者が委託した請負人は、この連邦法第18条の規定に基づく人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用の許可を受けることを要しない。地下資源利用者は、一の地下資源鉱区において人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用に係る作業（役務）を行わせるため、許可を受けていない二以上の請負人に同時に委託してはならない。（2013年9月30日付連邦法第268号による改正）

（2009年12月27日付連邦法第364号による条の追加）

第16.2条 地下資源利用者による人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用のための請負人への委託

この連邦法第16.1条の規定に基づく人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用に係る作業（役務）を行うため、地下資源利用者は、この条に定める条件に従い、契約により請負人に委託することができる。この場合において、地下資源利用者は、この条に定める契約の条件を請負人が遵守することを監督するものとする。

人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用に係る作業（役務）を行うに当たり、請負人は、ロシア連邦の国際約束、この連邦法及びロシア連邦の法令の規定並びに請負人との委託契約を締結する地下資源利用者に付与された地下資源利用ライセンスに定める条件に従わなければならない。

請負人は、地下資源利用者が人工島、施設及び構築物に自由に立ち入ることができるようにしなければならない。

地下資源利用者は、人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用を行う請負人に関する情報を、ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関の定める手続により、当該連邦行政機関に提出するものとする。

（2023年10月19日付連邦法第503号による改正）

（2013年9月30日付連邦法第268号による条の追加）

第17条 大陸棚における人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用の申請書の内容及び提出

（2009年12月27日付連邦法第364号による題名の改正）

大陸棚における人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用の申請書（以下この章において「申請書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

- 1) 申請者及び人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用の責任者に関する情報（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 2) 建設する人工島、施設及び構築物の目的及び用途
- 3) 人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用に係る作業（以下この章において「作業」という。）に使用する船舶その他の水上輸送手段に関する情報（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 4) 計画する作業の工法及び機材
- 5) 建設する人工島、施設及び構築物の経緯度

- 6) 作業に参加する当事者である自然人及び法人に関する情報
- 7) 作業の開始及び終了の時期
- 8) 人工島、施設及び構築物の運用及び利用の開始及び終了の時期（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 9) 環境への影響の概要（海洋環境、鉱物資源及び水産資源に対するものを含む。）（2006年11月4日付連邦法第188号による改正）
- 10) 海洋環境、鉱物資源及び水産資源に生じ得る損害の防止又は軽減のための措置（循環式工業用水システム、浮体式又は固定式の処理施設及び含油水その他の有害物質を受け入れる設備の整備を含む。）（2006年11月4日付連邦法第188号による改正）
- 11) 事故の防止及び対応に関する情報
- 12) 作業の目的、工法及び機材に関するその他の情報

申請書は、作業の開始予定日の少なくとも6か月前までに、ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関に提出するものとする。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

外国側申請者は、外交上の経路を通じて申請書を提出するものとする。

第18条 人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用に係る申請書の審査並びにこれらの建設、運用及び利用の許可の付与の手続

（2009年12月27日付連邦法第364号による題名の改正）

ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関は、次に掲げるところにより申請書を処理するものとする。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

- 一 申請書を受理した日から10日以内に、申請者に対しその受理の通知を送付すること。
- 一 申請書を受理した日から4か月以内に、申請者に対し人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用の許可又は不許可の通知を送付すること。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

外国側申請者に対しては、申請書の受理の通知並びに人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用の許可又は不許可の通知は、ロシア連邦大統領が定める連邦行政機関を通じて送付するものとする。（2004年8月22日付連邦法第122号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

受理した申請書については、ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関との協議を経なければならない。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

ロシア側申請者及び外国側申請者に対する人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用の許可は、ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関が行うものとする。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

（2009年12月27日付連邦法第364号による項の削除）

第19条 人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用に係る許可を拒否する事由

（2009年12月27日付連邦法第364号による題名の改正）

人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用の許可は、次の各号のいずれかに該当するときは、拒否することができる。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

- 1) 国の防衛及び安全保障に対する脅威となるとき。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 2) 人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用が、環境保全（海洋環境及び大陸棚の天然資源の保全を含む。）に関する規定に反するとき。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

- 3) 人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用を特別保護自然地域又は水産業保護区域の区域内で行う計画であるとき。(2009年12月27日付連邦法第364号による改正)
- 4) 人工島、施設及び構築物が、鉱物資源の広域地質調査、地質調査、探査若しくは採掘又は漁業に直接影響を及ぼすとき。(2006年11月4日付連邦法第188号、2008年12月3日付連邦法第250号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正)
- 5) 申請書に記載された情報が人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用の目的及び用途に合致しないとき、又は申請者が過去に行った作業から生じるロシア連邦に対する義務が履行されていないとき。(2009年12月27日付連邦法第364号による改正)

第20条 人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用を行う者の権利及び義務

人工島、施設及び構築物を建設し、運用し、及び利用する権利を有する者は、当該活動を、この連邦法が定める範囲においてのみ、取得した許可及びライセンスに従い行うことができる。

取得した許可及びライセンスに反して人工島、施設及び構築物を他の者に譲渡してはならない。

人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用を行う者は、次に掲げる義務を負う。

- 1) この連邦法及びロシア連邦の国際約束を遵守すること。
- 2) 人工島、施設及び構築物の周囲の安全水域内において、人工島、施設及び構築物の存在について注意を喚起するための恒常的な信号その他の航路標識を良好な状態に維持すること。航行の安全を確保するため、その建設者は、建設の許可若しくは地下資源利用ライセンス又はプロジェクト文書に規定する期限内に、放棄され、又は利用されなくなった人工島、施設及び構築物を除去しなければならない。当該期限が定められていない場合には、裁判所の決定又はロシア連邦大統領が定める連邦行政機関の命令に規定する期限内に除去しなければならない。
- 3) この連邦法第42条に規定する連邦行政機関の職員が、その権限を行使する際に、人工島、施設及び構築物に自由に立ち入ることができるようにすること。
- 4) ロシア連邦の陸上関係機関と定期的に連絡をとり、及び世界気象機関(WMO)の標準手続に従い、主要国際標準観測時刻に、気象観測及び水文観測の実況データを最寄りのロシア連邦無線気象センターに送信すること。

外国側申請者は、さらに、ロシア連邦の代表者並びに人工島、施設及び構築物の建設の許可を与えた連邦行政機関の代表者を人工島、施設及び構築物に駐在させ(自己の幹部(管理)要員と同等に、宿泊及び完全な待遇を供与することを含む。)、かつ、当該代表者が人工島、施設及び構築物のすべての区画及び工作物に立ち入ることができるようにしなければならない。人工島、施設及び構築物の建設の許可を取得した外国側申請者は、当該代表者の立会い及び監督の下でなければ、その建設及び運用に係る作業を開始することができない。

人工島、施設及び構築物並びにこれらに対する権利は、ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関が定める手続に従い登録しなければならない。(2023年10月19日付連邦法第503号による改正)

(2013年9月30日付連邦法第268号による条の改正)

第21条 人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用並びにこれらにおける活動の停止又は終了

ロシア連邦の国際約束、この連邦法又は他の連邦法に違反して行われる人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用並びにこれらにおける活動は、裁判所の決定により、停止され、又は終了されなければならない。ただし、ロシア連邦の国際約束又は連邦法に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(2009年12月27日付連邦法第364号による条の改正)

第22条 大陸棚における海底電線及び海底パイプラインの敷設

ロシア側申請者及び外国側申請者は、大陸棚において海底電線及び海底パイプラインを敷設すること（以下「海底電線及び海底パイプラインの敷設」という。）ができる。

海底電線及び海底パイプラインの敷設は、当該敷設が大陸棚の鉱物資源の広域地質調査、地質調査、探査及び採掘、漁業、既設の海底電線及び海底パイプラインの運用及び修理並びに海洋環境及び大陸棚の天然資源の保護及び保全のための措置を妨げないことを条件として、国際法の規則に従い行うものとする。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

海底電線及び海底パイプラインが大陸棚の鉱物資源の広域地質調査、地質調査、探査及び採掘のために使用される場合には、海底電線及び海底パイプラインの敷設の条件及びその敷設経路は、ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関が、ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関と協議して、決定するものとする。地下資源利用ライセンスによりその保有者に対しロシア連邦地下資源法令及び都市計画法令に定めるプロジェクト文書に従い海底電線及び海底パイプラインを敷設する権利が付与されている場合には、当該海底電線及び海底パイプラインの敷設の許可を要しない。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

海底電線及び海底パイプラインが大陸棚の探査及び鉱物資源の開発と関連しない目的（人工島、施設及び構築物の運用を含む。）のために使用される場合又はロシア連邦の領域に至る場合には、ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関は、当該海底電線及び海底パイプラインの敷設に係る申請を審査し、この条第3項に規定する連邦行政機関及び連邦構成主体の行政機関と協議して敷設の条件及び経路を決定し、及び当該海底電線及び海底パイプラインの敷設の許可の可否及びその条件に関する意見書又は不許可の通知をロシア連邦政府に提出するものとする。

海底電線及び海底パイプラインの敷設の許可の手続は、ロシア連邦政府が定める。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

敷設された海底電線及び海底パイプラインについては、水路通報に掲載するため、ロシア連邦大統領が定める連邦行政機関に通報するものとする。当該海底電線及び海底パイプラインには、国際法の規則に従い国際的な保護が及ぶ。（2004年8月22日付連邦法第122号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

第22.1条 大陸棚における人工島、施設及び構築物の建設並びに海底電線及び海底パイプラインの敷設に伴う海底土の掘削

（2019年12月16日付連邦法第431号による題名の改正）

大陸棚における人工島、施設及び構築物の建設又は海底電線及び海底パイプラインの敷設に当たり、ロシア連邦地下資源法令及び都市計画法令に定めるプロジェクト文書に従い海底土の掘削を行うことが予定されている場合には、海底土の掘削に関する別途の許可を要しない。（2019年12月16日付連邦法第431号による改正）

（2009年12月27日付連邦法第364号による条の追加）

第22.2条 大陸棚における炭化水素資源の広域地質調査、地質調査、探査及び採掘並びに原油及び石油製品の輸送及び貯蔵に伴う人工島、施設及び構築物並びに海底パイプラインの運用及び利用並びに掘削の特則

大陸棚における炭化水素資源の広域地質調査、地質調査、探査及び採掘並びに原油及び石油製品の輸送及び貯蔵に伴う人工島、施設及び構築物並びに海底パイプラインの運用及び利用、並びに掘削は、この連邦法が定める手続に従い承認され、かつ、これに基づき海洋環境における原油及び石油製品の流出の予防及び除去のための措置を計画し、及び実施する計画（以下「原油及び石油製品の流出の予防及び除去計画」という。）がある場合に限り、行うことができる。

大陸棚における炭化水素資源の広域地質調査、地質調査、探査及び採掘並びに原油及び石油製品の輸送及び貯蔵に伴う人工島、施設及び構築物並びに海底パイプラインの運用及び利用、並びに掘削を行う組織（以下「操業者」という。）は、原油及び石油製品の流出の予防及び除去計画に係る国家環境審査の適合判定、並びに操業者の原油及び石油製品の流出の封じ込め及び除去に係る準備態勢を確認する総合訓練の結果に基づきロシア連邦政府が定める手続に従い交付される当該準備態勢に関する判定を得た上で、原油及び石油製品の流出の予防及び除去計画を承認し、その後、ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関に対し、ロシア連邦政府が定める手続に従い通知するものとする。（2020年7月13日付連邦法第207号による改正）

原油及び石油製品の流出の予防及び除去計画がロシア連邦地下資源法令及び都市計画法令に定めるプロジェクト文書の一部を構成し、かつ、当該プロジェクト文書について国家環境審査の適合判定を受けている場合には、当該計画について別途国家環境審査の適合判定を受けることを要しない。

操業者は、原油及び石油製品の流出の予防及び除去計画の変更を、この連邦法に定める同計画の承認の手続に従い承認するものとする。

原油及び石油製品の流出の予防及び除去計画の内容に関する基準、並びに原油及び石油製品の流出の封じ込め及び除去に係る操業者の準備態勢に関する判定の交付手続及び当該準備態勢を確認する総合訓練の実施手続は、非常事態からの住民及び地域の保護に関するロシア連邦の法令の規定を考慮して、ロシア連邦政府が定める。（2020年7月13日付連邦法第207号による改正）

原油及び石油製品の流出が、原油及び石油製品の流出の予防及び除去計画に基づき除去することができない規模で発生した場合には、ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関は、操業者の要請に基づき、ロシア連邦政府が定める手続に従い、原油及び石油製品の流出を除去するため、国家統一防災・緊急事態対応システムの追加の部隊及び資機材（以下「追加の部隊及び資機材」という。）を投入するものとする。原油及び石油製品の流出を除去するための追加の部隊及び資機材の投入に要する費用は、ロシア連邦政府が定める手続に従い操業者が負担するものとする。

操業者は、原油及び石油製品の流出の予防のための措置を実施するに当たり、次に掲げる義務を負う。

- 1) 原油及び石油製品の流出の予防及び除去計画を実施すること。
- 2) 自己の活動の実施区域において、ロシア連邦政府が定める基準に適合する海洋環境監視システム（原油及び石油製品の流出検知システムを含む。）、並びに原油及び石油製品の流出に係る通信・警報システムを整備し、及びその機能を維持すること。
- 3) 大陸棚における炭化水素資源の広域地質調査、地質調査、探査及び採掘並びに原油及び石油製品の輸送及び貯蔵に伴う人工島、施設及び構築物並びに海底パイプラインの運用及び利用、並びに掘削の開始時までには、原油及び石油製品の流出の予防及び除去計画に定める措置（原油及び石油製品の流出により環境（水産資源を含む。）、国民の生命、健康及び財産並びに法人の財産に生じた損害をロシア連邦の法令に従い全額賠償することを含む。）のための財務的保障を有すること。この場合において、操業者は、ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関に対し、原油及び石油製品の流出の予防及び除去（原油及び石油製品の流出により環境（水産資源を含む。）、国民の生命、健康及び財産並びに法人の財産に生じた損害の全額賠償を含む。）のための措置に係る財務的保障を有していること、並びに当該財務的保障の内容を通知しなければならない。
- 4) 原油及び石油製品の流出の予防及び除去のための自己の救難機関若しくは救難部隊、並びに常時待機態勢の部隊及び資機材を保有し、又は当該救難機関若しくは当該救難部隊を契約により従事させること。原油及び石油製品の流出の予防及び除去のための常時待機態勢の部隊及び資

機材の構成に関する基準は、ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関が規定するものとする。

原油及び石油製品の流出の予防及び除去のための措置に係る財務的保障は、操業者が次の各号に掲げる書類のいずれかを有することにより確認されるものとする。

- 1) 原油及び石油製品の流出の予防及び除去計画に定める措置（原油及び石油製品の流出により環境（水産資源を含む。）、国民の生命、健康及び財産並びに法人の財産に生じた損害の全額賠償を含む。）の実施に要する金額の支払に係る銀行保証
- 2) 原油及び石油製品の流出の予防及び除去計画に定める措置（原油及び石油製品の流出により環境（水産資源を含む。）、国民の生命、健康及び財産並びに法人の財産に生じた損害の全額賠償を含む。）の資金を賄うための保険契約
- 3) 原油及び石油製品の流出の予防及び除去計画に定める措置（原油及び石油製品の流出により環境（水産資源を含む。）、国民の生命、健康及び財産並びに法人の財産に生じた損害の全額賠償を含む。）の実施に要する額の資金を保有する準備基金を操業者が設立したことを証する書類

原油及び石油製品の流出の予防及び除去計画に定める措置（原油及び石油製品の流出により環境（水産資源を含む。）、国民の生命、健康及び財産並びに法人の財産に生じた損害の全額賠償を含む。）に係る財務的保障額の算定方法は、ロシア連邦政府が指定する連邦行政機関が策定し、承認する。

操業者は、原油及び石油製品の流出が発生した場合には、次に掲げる義務を負う。

- 1) ロシア連邦政府が定める手続に従い、ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関、並びに原油及び石油製品の流出区域に隣接する地域の連邦構成主体の行政機関及び地方自治機関に対し、原油及び石油製品の流出の事実を通報すること。
- 2) 原油及び石油製品の流出の予防及び除去計画に従い、原油及び石油製品の流出の封じ込め及び除去の作業を準備し、及び実施すること。
- 3) 操業者の従業員その他原油及び石油製品の流出の区域内にいる者の生命の保護及び健康の保全のための措置を講ずるとともに、必要がある場合には、これらの者を避難させること。
- 4) 海洋環境及び水産資源の保護及び保全のための措置を講ずること。
- 5) 原油及び石油製品の流出が、原油及び石油製品の流出の予防及び除去計画に基づき除去することができない規模で発生した場合には、原油及び石油製品の流出を除去するための追加の部隊及び資機材の投入を求めるため、ロシア連邦政府が定める手続に従い、ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関に対し要請すること。
- 6) 原油及び石油製品の流出により環境（水産資源を含む。）、国民の生命、健康及び財産、並びに法人の財産に生じた損害を全額賠償するとともに、原油及び石油製品の流出を除去するための追加の部隊及び資機材の投入に要した費用を負担すること。

ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関は、次に掲げる事務を行う。

- 1) ロシア連邦の国際約束、この連邦法及び他の連邦法、並びにこれらに基づき制定されるロシア連邦のその他の法規に定める原油及び石油製品の流出の予防及び除去に関する規定の操業者による遵守の状況を、ロシア連邦の法令所定の手続に従い確認すること。
- 2) 原油及び石油製品の流出の事実が発見された場合若しくは操業者から当該流出の通知を受けた場合、又は当該流出を除去する場合において、他の連邦行政機関、連邦構成主体の行政機関、地方自治機関及び関係団体の対応を調整すること。
- 3) 原油及び石油製品の流出を除去するための操業者の対応、並びに操業者が当該除去の作業のために従事させる他の法人及び個人の対応を調整し、監督すること。

- 4) 原油及び石油製品の流出が、原油及び石油製品の流出の予防及び除去計画に基づき除去することができない規模で発生した場合には、操業者の要請に基づき、ロシア連邦政府が定める手続に従い、原油及び石油製品の流出を除去するため、追加の部隊及び資機材を投入すること。

人工島、施設及び構築物、並びに海底パイプラインの運用及び利用に係る作業又は掘削を行うために操業者を従事させる場合においては、地下資源利用ライセンスの保有者は、原油及び石油製品の流出により環境（水産資源を含む。）、国民の生命、健康及び財産、並びに法人の財産に生じた損害の賠償について補充責任を負うものとする。

(2012年12月30日付連邦法第287号による条の追加)

第5章 海洋の科学的調査

第23条 海洋の科学的調査の原則並びに海洋の科学的調査の申請書の提出及びその内容

(2003年4月22日付連邦法第50号による題名の改正)

海洋の科学的調査は、専ら平和的なものでなければならず、ロシア連邦の防衛及び安全保障に対する脅威となるものであってはならない。(2003年4月22日付連邦法第50号による項の追加)

海洋の科学的調査は、次に掲げる者が行うことができる。

- 一 連邦行政機関及び連邦構成主体の行政機関、並びにロシア連邦の自然人及び法人（以下この章において「ロシア側申請者」という。）
- 一 外国及び権限のある国際機関、並びに外国又は権限のある国際機関から委任を受けた外国人及び外国法人（以下この章において「外国側申請者」という。）（2003年4月22日付連邦法第50号による改正）

ロシア連邦政府は、ロシア連邦の国際約束及びこの連邦法に基づき、海洋の科学的調査の規則（海洋の科学的調査に係る申請書（以下この章において「申請書」という。）の提出及びこれに対する決定の手続を含む。）を定める。（2003年4月22日付連邦法第50号による改正）

海洋の科学的調査を行うことを希望するロシア側申請者は、海洋の科学的調査を行う年の開始の少なくとも6か月前に、ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関に申請書を提出するものとする。（2003年4月22日付連邦法第50号、2006年11月4日付連邦法第188号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

海洋の科学的調査を行うことを希望する外国側申請者は、当該調査の許可を得るため、海洋の科学的調査の開始予定日の少なくとも6か月前に、外交上の経路を通じて、ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関に申請書を提出するものとする。（2003年4月22日付連邦法第50号、2006年11月4日付連邦法第188号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

申請書（外国側申請者にあつては、ロシア語及び申請者の言語によるものとする。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 海洋の科学的調査の性質及び目的に関する情報
- 一 海洋科学調査計画（当該調査の方法及び手段並びにこれらの仕様の説明、並びに当該調査において使用する船舶、有人潜水機、無人潜水機、航空機その他の輸送手段の名称、トン数、種類及び船級を含む。）
- 一 海洋の科学的調査を行う区域の地理学的経緯度及び当該区域への往復の航行経路
- 一 海洋の科学的調査を行う区域への最初の到着予定日及び当該区域からの最終的な出発予定日、並びに科学的機材を独立して設置する場合にあつてはその設置及び撤去の予定日
- 一 海洋の科学的調査を統括する機関の名称

- 海洋の科学的調査の責任者（調査隊長）に関する情報
- 計画する海洋の科学的調査が環境（海洋環境及び大陸棚の天然資源を含む。）に及ぼし得る影響に関する情報（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 海洋の科学的調査の許可に定める事項を遵守し、かつ、当該調査において使用する器材（その仕様を含む。）を申請書に記載された器材（その仕様を含む。）に一致させる旨の誓約（2003年4月22日付連邦法第50号による項の改正）

ロシア側申請者は、海洋科学調査計画に定める活動であってロシア連邦の法令に基づきライセンス制の対象となるものに係るライセンスについて、公証人の認証を受けた写しを提出し、また、当該調査に外国人、外国法人又は国際機関が参加する場合には、その参加のすべての形態及び程度に関する情報を申請書に添付するものとする。

（2003年4月22日付連邦法第50号による改正）

外国側申請者は、その行う海洋の科学的調査にロシア連邦国民及びロシアの法人が参加するすべての形態及び程度に関する情報を提出するものとする。（2003年4月22日付連邦法第50号による改正）

許可を申請する海洋の科学的調査に関し、ロシア側申請者又は外国側申請者に対して追加の情報の提出を求めることができる。この場合において、申請書の審査期間は、ロシア側申請者又は外国側申請者が追加の情報を提出した日から起算する。（2003年4月22日付連邦法第50号による改正）

大陸棚における調査のためのいかなる種類の施設又は機材の設置及び利用も、海洋環境及び大陸棚の天然資源の調査又はロシア連邦の防衛及び安全保障のために直接使用されるものを除き、この連邦法に海洋の科学的調査について定める手続に従い行うものとする。この場合において、当該施設及び機材は、登録国又はこれらが所属する権限のある国際機関を示す識別標識を掲げなければならない。また、権限のある国際機関が定める規則及び基準を考慮して、海上における安全及び航空の安全を確保するため、国際的に合意される注意を喚起するための適当な信号を備えなければならない。（2003年4月22日付連邦法第50号による項の追加）（2006年11月4日付連邦法第188号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

海洋の科学的調査であって、これを行う区域の全部又は一部がロシア連邦の内水又は領海にあるものは、1998年7月31日付連邦法第155号「ロシア連邦の内水、領海及び接続水域について」に定める手続に従い行うものとする。（2003年4月22日付連邦法第50号による項の追加）

第24条 申請書の審査の手続

ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関は、申請書を受理した日から4か月以内に、ロシア側申請者又は外国側申請者に対し、海洋の科学的調査の許可又は次に掲げる事項に関する通知を送付するものとする。（2003年4月22日付連邦法第50号、2004年8月22日付連邦法第122号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

（2003年4月22日付連邦法第50号による段の削除）

（2003年4月22日付連邦法第50号による段の削除）

- a) 計画する海洋の科学的調査の許可の拒否（2003年4月22日付連邦法第50号による改正）
- b) 申請書に記載された情報と海洋の科学的調査の性質、目的及び方法との不一致（2003年4月22日付連邦法第50号による改正）
- c) この連邦法第23条の規定により計画する海洋の科学的調査に関する追加の情報を提出する必要性（2003年4月22日付連邦法第50号による改正）

海洋の科学的調査の許可及びこの条第1項に定める通知は、外交上の経路を通じて外国側申請者に送付するものとする。（2003年4月22日付連邦法第50号による改正）

ロシア側申請者に対しては、当該申請者が申請した海洋の科学的調査が海洋科学調査年次計画に含まれたことに基づき、又は特別の手続により、海洋の科学的調査の許可を与えるものとする。当該計画の様式、内容及び審査の手続、並びにロシア側申請者に対する海洋の科学的調査の許可の特別の手続は、この連邦法第23条に定める規則によるものとする。（2003年4月22日付連邦法第50号による項の追加）

ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関は、ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関と協議の上、海洋の科学的調査の許可を与えるものとする。（2004年8月22日付連邦法第122号、2006年11月4日付連邦法第188号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関が所定の期限内に当該許可又は通知を送付しなかった場合には、外国側申請者は、申請書又は追加の情報を送付した日から6か月が経過した後に限り、申請書に記載された時期に海洋の科学的調査を開始することができる。（2004年8月22日付連邦法第122号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

第25条 海洋の科学的調査の許可を拒否する事由

海洋の科学的調査が専ら平和的なものであることに疑いが生じた場合又は当該調査が次の各号のいずれかに該当する場合には、ロシア側申請者又は外国側申請者に対して海洋の科学的調査の許可を拒否することができる。

- 1) 国の防衛及び安全保障に対する脅威となる場合
- 2) 環境保全に関する規定（海洋環境の保護及び保全並びに大陸棚の天然資源の保全に関するものを含む。）に反する場合
- 3) 大陸棚の広域地質調査、地質調査、鉱物資源の探査及び採掘又は大陸棚における漁業に関連する場合
- 4) 大陸棚における人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用、掘削、爆発物又は空気圧装置の使用を伴う場合
- 5) 大陸棚におけるロシア連邦の主権的権利及び管轄権の行使を妨げる場合
- 6) 申請者が海洋の科学的調査の性質及び目的について虚偽又は不正確な情報を提出した場合
- 7) 過去に行った海洋の科学的調査に関してロシア連邦に対する義務を履行していないロシア側申請者又は外国側申請者が行う場合

領海の幅を測定するための基線から200海里を超える大陸棚における海洋の科学的調査については、この条第1項第3号に掲げる事由により許可を拒否することができない。ただし、ロシア連邦政府の公示により大陸棚の探査、並びにその鉱物資源及び水産資源の開発が行われ、又は行われようとしている区域については、この限りでない。当該区域に関する情報は、水路通報により公示するものとする。

（2009年12月27日付連邦法第364号による条の改正）

第26条 権限のある国際機関が行う海洋の科学的調査の許可の取得に関する特則

ロシア連邦が権限のある国際機関の構成国として又は当該機関との二国間の協定に基づき、当該機関が提出した海洋の科学的調査の計画を承認し、又は当該調査に参加する意思を表明した場合であって、ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関が、当該機関から当該調査の時期及び区域に関する通知を受けた日から4か月以内に反対を表明しなかったときは、権限のある国際機関は、通知に記載された期間が経過した後、この連邦法及びロシア連邦の国際約束に基づき海洋の科学的調査を開始することができる。（2003年4月22日付連邦法第50号、2004年8月22日付連邦法第122号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

第27条 海洋の科学的調査を行うロシア側申請者及び外国側申請者の義務

海洋の科学的調査の許可を受けたロシア側申請者及び外国側申請者は、次に掲げる義務を負う。

- － ロシア連邦の国際約束及びこの連邦法を遵守すること。
- － 海洋の科学的調査の許可において指定する連邦行政機関に対し、できる限り速やかに暫定的な報告を、調査の完了後は最終的な結果及び結論を提出すること。
- － できる限り速やかに、気象、水文、水化学及び水生生物の観測データ、環境及びその汚染の観測データその他の許可に定める観測データの写しを、許可において指定する所在地のロシア連邦国家データバンクに提出すること。
- － ロシア連邦の陸上関係機関と定期的に連絡をとること。
- － 海洋科学調査計画の実施における変更（予定されるものを含む。）について、直ちに許可において指定する連邦行政機関に通知すること。
- － 調査船、航空機、施設及び構築物に必要な機器がある場合であって、許可に当該観測が定められているときは、世界気象機関（WMO）の標準手続に従い、主要国際標準観測時刻に、海岸局（海岸無線通信所）を通じて、最寄りのロシア連邦水文気象センターに対し、気象、水文及び高層気象の観測の実況データを送信するとともに、海洋環境の油、有害物質、廃棄物及び汚水による汚染を発見した場合には、その旨を報告すること。
- － ロシア連邦が大陸棚において主権的権利及び管轄権を行使して行う活動を不当に妨げないこと。
- － 許可に別段の定めがある場合を除き、海洋の科学的調査の完了後、施設、構築物及び装置を撤去すること。

ロシア側申請者及び外国側申請者は、ロシア連邦の特別代表の海洋の科学的調査への参加を確保しなければならない。この場合には、調査船及び航空機への同乗並びに施設及び構築物における駐在について、自己の幹部（管理）要員と同等に、宿泊及び完全な待遇を供与しなければならない。また、特別代表に対し、海洋の科学的調査において得られたすべてのデータ及び試料を利用する機会を与えるとともに、写しを作成することのできるデータについてはその写しを、科学的価値を害することなく分割することのできる試料についてはその部分を提供しなければならない。ロシア連邦の特別代表の海洋の科学的調査への派遣の方法及びその権限は、この連邦法第23条第3項に規定する海洋の科学的調査の規則で定める。

（2003年4月22日付連邦法第50号による条の改正）

第28条 海洋の科学的調査の結果の提供及び公表

ロシア側申請者及び外国側申請者は、海洋の科学的調査により得られた、写しを作成することのできるデータ及び科学的価値を害することなく分割することのできる試料を、処理及び分析の後（当該調査の完了後は最終的な結果及び結論を含む。）、許可に定める所在地のロシア連邦の国の研究機関に提供しなければならない。ロシア側申請者及び外国側申請者は、当該提供に関する通知を、許可において指定する連邦行政機関に送付するものとする。（2003年4月22日付連邦法第50号による改正）

海洋の科学的調査を行い、得られたすべてのデータをロシア連邦に提供した外国側申請者は、この連邦法第25条第1項第1号に掲げる事項に係るものを除き、調査の結果への国際社会のアクセスを国内の経路又は国際的な経路を通じて確保するものとする。当該事項に係る情報は、ロシア連邦政府の同意がある場合に限り公表することができる。（2003年4月22日付連邦法第50号による改正）

第29条 海洋科学調査計画の変更

海洋科学調査計画は、ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関と協議の上でなければ、変更することができない。ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関が、変更の予定に係る通知を受領した旨

を通知した後、当該通知の受領の日から60日以内に異議を述べなかった場合には、変更は合意されたものとみなす。(2003年4月22日付連邦法第50号、2004年8月22日付連邦法第122号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正)

第30条 海洋の科学的調査の活動の停止又は終了

ロシア連邦の国際約束及びこの連邦法に違反して行われた海洋の科学的調査は、許可を与えた連邦行政機関、警備機関又はこの連邦法第27条第2項に定めるロシア連邦の特別代表の決定により停止し、又は許可を与えた連邦行政機関の決定により終了することができる。(2004年8月22日付連邦法第122号による改正)

海洋の科学的調査は、次のいずれかに該当する場合には、停止することができる。

- この連邦法第23条の規定により申請書に記載された情報又は第26条の規定により通知された情報から、海洋の科学的調査の計画の変更に相当する逸脱がある場合
- 申請者がロシア連邦に対する義務を履行していない場合

停止された海洋の科学的調査は、所定の期限内に違反を是正し、かつ、違反の是正のためにとった措置及び同様の違反の防止のための措置に関する情報を、停止の決定を行った連邦行政機関又はこの連邦法第27条第2項に定めるロシア連邦の特別代表に提出した後でなければ、再開することができない。(2009年12月27日付連邦法第364号による改正)

海洋の科学的調査は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに終了しなければならない。

- 許可を受けずに当該調査が行われている場合(この連邦法第24条及び第26条に定める場合を除く。)
- ロシア側申請者又は外国側申請者が、停止の原因となった違反を所定の期限内に是正することなく、停止された海洋の科学的調査を再開した場合

(2003年4月22日付連邦法第50号による条の改正)

第6章 海洋環境及び大陸棚の天然資源の保護及び保全並びに廃棄物その他の物の投棄

(2009年12月27日付連邦法第364号による題名の改正)

第31条 大陸棚における国家環境審査

大陸棚における国家環境審査(以下「国家環境審査」という。)は、次のとおりとする。

- 環境保全(海洋環境の保護及び大陸棚の天然資源の保全を含む。)のために講じなければならない措置とする。(2006年11月4日付連邦法第188号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正)
- ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関が、ロシア連邦の法令に基づき行う。(2004年8月22日付連邦法第122号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正)

大陸棚において実施しようとする経済活動その他の活動の根拠となるすべての文書又は資料は、国家環境審査を受けなければならない。大陸棚におけるすべての経済活動は、国家環境審査の適合判定を得なければ、行うことができない。(2009年12月27日付連邦法第364号による改正)

国家環境審査の対象は、連邦プログラムの案その他の文書又は資料であって、大陸棚の広域地質調査、地質調査、鉱物資源の探査及び採掘、漁業、人工島、施設及び構築物の建設、運用及び利用、海底電線及び海底パイプラインの敷設、掘削、廃棄物その他の物の投棄に関するもの、並びにその他大陸棚において実施しようとする経済活動その他の活動の根拠となるものとする。(2009年12月27日付連邦法第364号及び2012年12月30日付連邦法第287号による改正)

この連邦法第22.2条に定める原油及び石油製品流出の予防及び除去計画も、国家環境審査の対象とする。当該計画が、ロシア連邦地下資源法令又は都市計画法令に定めるプロジェクト文書であって国家環境審査の適合判定を受けたものの一部である場合には、当該計画について個別に国家環境審査の適合判定を得ることを要しない。（2012年12月30日付連邦法第287号による項の追加）

第32条 大陸棚における環境保全に関する規定の遵守状況の評価

ロシア連邦の国際約束、この連邦法及びこれに基づき制定されるロシア連邦のその他の法規に定める大陸棚における環境保全に関する規定の遵守状況の評価は、2002年1月10日付連邦法第7号「環境保全について」に基づく連邦行政環境監督、並びに漁業及び水産生物資源の保存に関する連邦行政監督において行うものとする。

（2021年6月11日付連邦法第170号による条の改正）

第33条 大陸棚国家モニタリング

大陸棚国家モニタリング（以下「国家モニタリング」という。）は、国家環境モニタリング（環境の国家モニタリング）の一部であり、環境（海洋環境及び海底堆積物を含む。）の状況（化学物質及び放射性物質による汚染の状況、微生物及び水生生物に関する指標並びに自然要因及び人為的要因によるこれらの変化を含む。）を定期的に観測する体制をいう。（2009年12月27日付連邦法第364号及び2011年11月21日付連邦法第331号による改正）

国家モニタリングは、ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関が、ロシア連邦の法令に基づき行うものとする。（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

第34条 大陸棚における廃棄物その他の物の投棄

大陸棚における投棄が禁止される廃棄物その他の物の一覧は、水路通報により公示するものとする。

大陸棚における廃棄物その他の物の投棄は、この連邦法に基づき、かつ、投棄された廃棄物その他の物の確実な封じ込めが確保される場合に限り認められる。

廃棄物その他の物の投棄は、ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関が、ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関と協議の上又はこれらの機関に通知した上で、かつ、その区域が投棄を行おうとする大陸棚の当該区域に隣接する連邦構成主体に通知した上で与える許可に基づき行うことができる。（2004年8月22日付連邦法第122号、2006年11月4日付連邦法第188号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

大陸棚における廃棄物その他の物の投棄の許可の付与に先立ち、国家環境審査を受けなければならない。

第35条 大陸棚における廃棄物その他の物の投棄の許可を得るための申請書の提出及びその内容

大陸棚における廃棄物その他の物の投棄を希望する連邦行政機関及び連邦構成主体の行政機関、並びにロシア連邦の自然人及び法人（以下この章において「ロシア側申請者」という。）は、大陸棚における廃棄物その他の物の投棄の許可を得るための申請書（以下この章において「申請書」という。）を、廃棄物その他の物の投棄を行おうとする年の開始の3か月前までに、ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関に提出するものとする。（2004年8月22日付連邦法第122号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

外国並びにその自然人及び法人（以下この章において「外国側申請者」という。）は、ロシア連邦と当該外国との間の国際約束がある場合に限り、大陸棚における廃棄物その他の物の投棄を行うことができる。外国側申請者は、廃棄物その他の物の投棄を行おうとする年の開始日の6か月前までに、外交上の経路を通じ

て、ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関に申請書を提出するものとする。（2004年8月22日付連邦法第122号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関は、申請書を受領した日から10日以内に、ロシア側申請者及び外国側申請者に対し、申請書の受領及び受理の通知を送付するものとする。（2004年8月22日付連邦法第122号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2) 廃棄物その他の物の投棄の責任者に関する情報
- 3) 廃棄物その他の物の名称
- 4) 廃棄物その他の物の特性及び組成であって、次に掲げるもの
 - － 投棄を予定する廃棄物その他の物の総量（トンその他の測定単位による。）及び投棄される廃棄物その他の物の量の平均値（例えば、1年間のもの）
 - － 状態（固体、液体、気体又はスラリー）
 - － 性質（物理的、化学的、生化学的及び生物学的性質）
 - － 毒性
 - － 安定性（物理的、化学的及び生物学的安定性）
 - － 生物体及び堆積物中における蓄積及び生物学的変換
 - － 物理的、化学的及び生物学的変化、並びに海洋環境中に溶解した他の有機物質及び無機物質との相互作用を生ずる傾向（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
 - － 海産物及び水産資源の商品価値を低下させる着色その他の変化の可能性（2007年12月6日付連邦法第333号による改正）
- 5) 投棄の場所及び方法に関する特性であって、次に掲げるもの
 - － 投棄場所の地理学的経緯度、水深及び海岸からの距離、並びにレクリエーション区域、大陸棚の探査区域、鉱物資源及び水産資源の開発区域との位置関係（2006年11月4日付連邦法第188号、2008年12月3日付連邦法第250号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
 - － 投棄を予定する廃棄物その他の物の日量、旬量及び月量
 - － 梱包及びコンテナ詰めの方法
 - － 提案された投棄方法により生ずる初期濃度
 - － 拡散の特性（潮流、潮汐及び風が水平方向の移動及び鉛直方向の混合に及ぼす影響）
 - － 水の特性（水温、密度、塩分濃度、成層、BOD（生物化学的酸素要求量）及びCOD（化学的酸素要求量）、有機窒素及び無機窒素（アンモニアを含む。）の含有量、浮遊物質その他の栄養塩の含有量、並びに生産性）
 - － 海底の特性（地形、堆積物の地球化学的及び地質学的特性、並びに生物学的生産性）
 - － 新たな投棄を行おうとする区域において過去に行われた投棄の有無及びその影響（重金属及び有機炭素の含有量に関するデータ）
- 6) 一般的条件であって、次に掲げるもの
 - － レクリエーション区域への影響の可能性（漂流し又は潮流により漂着した物質の有無、濁り、悪臭、変色及び泡立ち）

- 環境（海洋環境及び大陸棚の天然資源を含む。）及び漁業への影響の可能性（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
 - その他の海洋利用への影響の可能性（工業用水としての水質の低下、構築物の海水腐食、漂流し又は潮流により漂着した物質による航行への支障、海底における廃棄物その他の物の蓄積による航行又は漁業への支障、及び学術上又は保全上特別な意義を有する区域の保護の問題）
- 7) 廃棄物その他の物の処理又は陸上における投棄が不可能又は不適切であることの理由
 - 8) 廃棄物その他の物の投棄を行うことが望ましい期間
 - 9) 廃棄物その他の物を投棄区域に輸送するために使用する輸送手段の種類及び廃棄物その他の物の投棄の方法

ロシア側申請者及び外国側申請者に対し、許可を申請する廃棄物その他の物に関する追加の情報を求めることができる。この場合において、申請書の審査期間は、申請者が追加の情報を提出した日から起算する。

ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関は、申請書を受領した日から6か月以内に、ロシア側申請者及び外国側申請者に対し、申請書に記載された大陸棚における廃棄物その他の物の投棄の許可又は不許可の通知を送付するものとする。外国側申請者に対する廃棄物その他の物の投棄の許可又は不許可の通知は、ロシア連邦大統領が指定する連邦行政機関を通じて送付するものとする。（2004年8月22日付連邦法第122号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

第36条 大陸棚における廃棄物その他の物の投棄の許可を拒否する事由

大陸棚における廃棄物その他の物の投棄の許可は、次の各号のいずれかに該当するときは、拒否することができる。

- 投棄が国の防衛及び安全保障に対する脅威となり、又は脅威となるおそれがある場合（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 投棄が環境保全（海洋環境の保護及び保全並びに大陸棚の天然資源の保全を含む。）に関する規定に反する場合（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 廃棄物その他の物の投棄の許可を得るための申請書が、この連邦法に定める規定に違反して提出され、又は虚偽の情報を含む場合
- ロシア側申請者又は外国側申請者が、廃棄物その他の物を環境上安全に投棄するための専門の技術者及び必要な財源を現に有し、又は将来有する旨の証拠又は保証を提出せず、かつ、提出することができない場合
- ロシア側申請者又は外国側申請者が、この連邦法又はロシア連邦の国際約束に対する違反を過去に行った場合
- ロシア側申請者又は外国側申請者が、過去に行った廃棄物その他の物の投棄について、ロシア連邦に対する義務を履行していない場合

廃棄物その他の物の投棄の許可は、大陸棚に適用されるその他の連邦法に定める事由によっても拒否することができる。

第37条 大陸棚における廃棄物その他の物の投棄の許可を受けたロシア側申請者及び外国側申請者の権利及び義務

大陸棚における廃棄物その他の物の投棄の許可を受けたロシア側申請者及び外国側申請者は、受けた許可の内容のとおり、かつ、ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関の委任を受けた職員の立会い

がなければ、廃棄物その他の物の投棄を行うことができない。（2004年8月22日付連邦法第122号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

ロシア側申請者及び外国側申請者は、次に掲げる義務を負う。

- 大陸棚における廃棄物その他の物の投棄の許可に定める事項を遵守すること。
- ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関の委任を受けた職員を船舶、航空機、人工島、施設及び構築物に受け入れ、廃棄物その他の物の投棄の全期間を通じて、自己の幹部（管理）要員と同等に、宿泊及び完全な待遇を供与すること。（2004年8月22日付連邦法第122号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
- 警備機関の職員が船舶、航空機、人工島、施設及び構築物に立ち入ることができるようにし、検査のため、文書、区画並びに投棄を予定する廃棄物その他の物を提示すること。
- ロシア連邦の陸上関係機関と定期的に連絡をとり、世界気象機関（WMO）の標準手続に従い、主要国際標準観測時刻に、気象観測及び水文観測の実況データを最寄りのロシア連邦無線気象センターに送信すること。

第38条 大陸棚における廃棄物その他の物の投棄の停止又は終了の事由

大陸棚における廃棄物その他の物の投棄であって、この連邦法及びロシア連邦の国際約束に違反して行われるものは、裁判所の決定により、停止し、又は終了することができる。（2004年8月22日付連邦法第122号及び2005年5月9日付連邦法第45号による改正）

違反を是正することができない場合には、廃棄物その他の物の投棄は、直ちに終了されなければならない。（2005年5月9日付連邦法第45号による改正）

ロシア連邦政府が権限を付与した連邦行政機関は、速やかに、ロシア側申請者及び外国側申請者に対し、廃棄物その他の物の投棄の停止又は終了について、当該停止又は終了の理由を示して通知するものとする（外国側申請者に対する通知は、ロシア連邦大統領が指定する連邦行政機関を通じて行う。）。（2004年8月22日付連邦法第122号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

第39条 海難

船舶の衝突、座礁、大陸棚の探査、その鉱物資源若しくは水産資源の開発若しくは大陸棚において採取された鉱物資源若しくは水産資源の輸送における海難、その他の海難であって、大陸棚の上部水域で発生したもの、又はこれらの事故への対処が、著しく有害な結果をもたらし、又はもたらすおそれがある場合には、ロシア連邦政府は、国際法の規則に従い、ロシア連邦の沿岸又は関係利益（漁業を含む。）を汚染又はそのおそれから保護するため、実際に被った又は被るおそれのある損害に比例する必要な措置をとることができる。（2006年11月4日付連邦法第188号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

第7章 大陸棚の利用に係る経済関係の特則

第40条 大陸棚の天然資源の利用に係る支払金

大陸棚の天然資源の利用又は大陸棚における廃棄物その他の物の投棄を行う者は、ロシア連邦の法令に従い、租税、手数料その他の公租公課を納付するものとする。

（2009年12月27日付連邦法第364号による条の改正）

第41条

（2009年12月27日付連邦法第364号による条の削除）

第8章 この連邦法の規定の実施の確保

第42条 警備機関

ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関は、大陸棚並びにその鉱物資源及び水産資源の保存、保護及び最適利用、並びにロシア連邦の経済上の利益その他の正当な利益の保護を目的として、大陸棚の警備を行うものとする。（2006年11月4日付連邦法第188号による改正）

ロシア連邦大統領が指定する連邦行政機関は、警備機関の部隊の運用を調整するものとする。（2006年11月4日付連邦法第188号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正）

警備機関の職員は、職務の執行に当たり、この連邦法及びロシア連邦の国際約束、並びにその他のロシア連邦の法令に基づくものとする。

警備機関の職員は、職務の執行に当たり、所定の身分証明書を携帯しなければならない。大陸棚において活動を行うロシア連邦の自然人及び法人、外国の自然人及び法人、並びに外国の代表者及び権限のある国際機関は、警備機関の職員が付与された権限に基づき行う指示に従わなければならない。

軍艦及び航空機その他のロシア連邦の政府船舶及び航空機は、付与された旗、長旗及び標識を掲げて、大陸棚の警備を行うものとする。

第43条 警備機関の職員の権限

警備機関の職員は、職務の執行に当たり、次に掲げる権限を有する。

- 1) 次に掲げる活動を行うロシア及び外国の船舶その他の水上輸送手段（以下「船舶」という。）、人工島、施設及び構築物を停止させ、及び臨検すること。
 - － 大陸棚の鉱物資源の広域地質調査、地質調査、探査及び採掘（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
 - － 漁業（2008年12月3日付連邦法第250号による改正）
 - － 海洋資源調査及び海洋の科学的調査（2009年12月27日付連邦法第364号による改正）
 - － 廃棄物その他の物の投棄
 - － 大陸棚におけるその他の活動
- 2) 船舶、人工島、施設及び構築物において、この条第1項第1号に掲げる活動を行う権限に係る書類を確認すること。
- 3) この連邦法及びロシア連邦の国際約束に規定する場合において、次に掲げることを行うこと。
 - － （2005年5月9日付連邦法第45号による段の削除）
 - － この連邦法及びロシア連邦の国際約束の違反者を拘束し、及びその者から水産資源採捕用の漁具、機器、器具、装置その他の物件、並びに書類及び不法に採取されたすべてのものを押収すること。（2008年12月3日付連邦法第250号による改正）
 - － この条第1項第1号に掲げる活動を行う違反船舶を追跡し、拿捕し、及びロシア連邦の最寄りの港に護送すること（外国船舶にあっては、外国船舶の入港に開放されたロシア連邦の港のいずれかに護送する。）。
 - － 違反者に罰金を科し、又は違反に関する資料をロシア連邦の法令に基づき、ロシア連邦の裁判所に送付すること。
- 4) 大陸棚において不法に廃棄物その他の物の投棄を行ったと信ずるに足りる十分な理由がある場合に、船舶を停止させること。停止させた船舶の船長に対し、違反が行われたか否かを確認する

ために必要な情報の提出を求めることができるものとし、十分な理由がある場合には、当該船舶を臨検し、臨検調書を作成した上で、拿捕することができる。

- 5) この条第1項第1号に掲げる活動の停止若しくは終了、違反者及び違反船舶の拘束若しくは拿捕又は水産資源採捕用の漁具、機器、器具、装置その他の物件、並びに書類及び不法に採取されたすべてのものの押収に際し、この連邦法及びロシア連邦の国際約束の違反に係る調書を作成すること。船舶の追跡、停止、臨検及び拿捕の手続、人工島、施設及び構築物の臨検の手続、調書の作成の手続並びに拿捕した違反船舶のロシア連邦の港における留置の手続は、ロシア連邦の法令及び国際法の規則の定めるところによる。(2009年12月27日付連邦法第364号による改正)
- 6) 警備機関の職員の生命が急迫した危険にさらされた場合において、この連邦法及びロシア連邦の国際約束の違反者の攻撃を排除し、及びその抵抗を抑止するため、武器を使用すること。武器の使用に先立ち、これを使用する意思を明示した警告及び上空への威嚇射撃を行わなければならない。

安全保障を所管する連邦行政機関の軍艦及び航空機は、この連邦法及びロシア連邦の国際約束に違反した船舶に対し、当該船舶による実力の行使に対抗するため、又は追跡権を行使する際のその他の例外的な場合であって、違反の終止及び違反者の拘束に必要な状況に応じたその他のすべての措置を尽くしたときに、武器を使用することができる。

武器の使用に先立ち、これを使用する意思を明示した警告及び威嚇射撃を行わなければならない。武器の使用の手続は、ロシア連邦政府の定めるところによる。(2003年6月30日付連邦法第86号、2004年8月22日付連邦法第122号及び2006年11月4日付連邦法第188号による改正)

警備機関の職員は、大陸棚においてこの連邦法又はロシア連邦の国際約束に違反したと信ずるに足りる十分な理由がある船舶については、当該船舶が領海又はロシア連邦の内水にあるときも、この連邦法に規定する権限を行使することができる。

第44条 警備機関への協力

ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府がそれぞれ指定する連邦行政機関は、その基本的任務の遂行に併せて、軍艦、船舶その他の水上輸送手段、沿岸監視所その他の手段及び航空機を用いて大陸棚における活動を監視することにより、警備機関の職務の遂行に協力するものとする。(2004年8月22日付連邦法第122号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正)

ロシア連邦の軍艦(船舶その他の水上輸送手段)及び航空機の指揮官(船長)、並びに人工島、施設及び構築物並びに沿岸監視所その他の手段における活動の責任者は、軍艦、船舶その他の水上輸送手段、並びに水路通報に記載されていない施設及び構築物を発見したときは、警備機関に通報するものとする。当該通報は、所管の運航管理機関を通じ、無償で行うものとする。

大陸棚において活動を行うロシア連邦の自然人及び法人は、警備機関の照会に応じ、その船舶その他の水上輸送手段、人工島、施設及び構築物の所在及び活動について、無償で情報を提供するものとする。

第45条 警備機関の職員に対する報奨金制度

警備機関の職員に対する報奨金制度には、次に掲げるものを含む。(2004年8月22日付連邦法第122号、2006年11月4日付連邦法第188号及び2009年12月27日付連邦法第364号による改正)

- (2004年8月22日付連邦法第122号による段の削除)
- (2004年8月22日付連邦法第122号による段の削除)
- 大陸棚並びにその鉱物資源及び水産資源の警備に係る特殊な勤務条件に対する特殊勤務手当の設定(2006年11月4日付連邦法第188号による改正)

— この連邦法及びロシア連邦の国際約束の違反を発見したことに対する報奨金の支給
報奨金制度は、ロシア連邦の法令により確保されるものとする。

第46条 この連邦法の違反に対する責任

この連邦法に違反した者は、ロシア連邦の法令に従い、責任を負う。

この連邦法の違反について責任を追及された者であっても、ロシア連邦の法令の定めるところにより、
生じた損害を賠償しなければならない。

(2009年12月27日付連邦法第364号による条の改正)

第47条 紛争の解決

大陸棚における権利の行使及び義務の履行に関する自然人間、法人間又は自然人と法人との間の紛争
は、行政上の手続又はロシア連邦の裁判所において解決するものとする。

大陸棚における権利の行使及び義務の履行に関するロシア連邦と外国との間の紛争は、ロシア連邦の
国際約束及び国際法の規則に従い、平和的手段により解決するものとする。

生産物分与契約に基づく大陸棚の利用に関する国と投資者との間の紛争は、当該契約の条件に従い解
決するものとする。(1999年2月10日付連邦法第32号による追加)

第48条

(2021年6月11日付連邦法第170号による条の削除)

第49条 この連邦法の施行の時期及び手続

この連邦法は、その公布の日から施行する。

ロシア連邦政府は、この連邦法の施行に必要な法規を制定するものとする。

ロシア連邦大統領 B.エリツィン

モスクワ、クレムリン

1995年11月30日

連邦法第187号